

事務連絡
令和5年3月28日

事業者各位

総務部総務課長

再委託等に関する取扱いについて（通知）

標記の件について、本市から委託を受けた業務（測量・建設コンサルタント等を含む。）の一部を、本市の承諾を得て第三者に再委託（再々委託以降を含む。以下同じ。）する場合の取扱いを下記のとおり定めたので、お知らせします。

記

1 発注者が再委託を承諾する場合に付する条件について

業務委託契約書（建築設計業務委託契約書及び工事監理業務委託契約書を含む。）別記の「個人情報取扱特記事項」第6第2項における「別に定める条件」を本特記事項に決めました。

2 再委託の事前承諾申請

従前から、再委託を行う際には、あらかじめ書面により本市の承諾を得ることとしていますが、新たに再委託（変更）承諾申請書の様式を別紙のとおり作成しました。再委託を行う場合は、あらかじめ業務担当課に書面で申請し、承諾を得てください。

なお、再委託先が再々委託を行う場合以降についても、あらかじめ受注者が業務担当課に申請書等を提出し、承諾を得る必要があります。

3 再委託の変更の承諾

再委託先（再々委託先以降を含む。以下同じ。）の変更等を行う必要が生じた場合も、上記2と同様とします。

4 再委託時の受注者の責任と責務

受注者は本市に対して、受注業務の履行に係る「再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負う」ものとします。

そのため、仕様書等で定める機密保持等、受注者の責務を再委託先も負うよう必要な措置を講じるとともに、再委託先が無断で更なる再委託を行わないよう、適切な指導・監督を徹底してください。

5 適用

令和5年4月1日以降に業務委託契約を締結する案件とします。

個人情報取扱特記事項

(再委託)

- 第6 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託してはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

第6第2項関係 発注者が再委託を承諾する場合に付する条件

- | |
|--|
| <p>(1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。</p> <p>(2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。</p> <p>(3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。</p> <p>(4) (3)の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。</p> |
|--|

(注)再委託は、再々委託以降を含み、再委託先は、再々委託先以降を含む。